

防整施第6920号
28.3.31

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

入札・契約手続のより一層の透明性等の確保について（通知）

建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。）に係る入札・契約関係業務に関しては、従来から厳正かつ公正な執行を行っているところであるが、より一層の透明性等を確保するため、平成28年4月1日以降に入札公告、指名停止、手続開始の公示又は見積依頼を行う建設工事及び建設工事に係る技術業務について、下記のとおり実施することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、入札・契約手続のより一層の透明性等の確保について（防整施第15589号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

記

1 適正な見積期間の確保について

入札により競争に付そうとする場合の見積期間については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条本文の規定等により、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告しなければならないこととされているが、当該期間から除く範囲は次のとおりとする。

(1) 土曜日

- (2) 日曜日
- (3) 祝日
- (4) 夏期休暇（お盆休み）及び年末・年始の休暇

ただし、急を要する場合にあって見積期間を10日未満とせざるを得ない場合及び概ね20日間以上の長期間の見積期間を設定する場合は、見積期間から、上記に掲げる日を除く扱いをする必要はないものとする。

2 入札回数について

入札回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

なお、再度入札において落札者がいないときは、予定価格と最低入札金額との差が少額で随意契約ができると認めるときを除き、指名替等を行うものとする。

- (1) 各回の入札結果等について、次の事項を電子入札システムで通知又は口頭で読み上げるものとする。

- ア 落札者決定時

- 落札者名及び落札金額

- イ 再入札時

- 最低入札金額のみ

- ウ 低入札価格調査、談合情報等による保留時

- 保留となった理由

- (2) 予算決算及び会計令第99条の2による随意契約は、当分の間、次のアからエまでに該当する場合を除き、行わないものとする。

- ア 災害で急を要する場合

- イ 履行可能な企業が限られ指名替又は再度の公募ができない場合

- ウ 工期又は履行期間に余裕がない場合

- エ 再度公告等に必要の日数が確保できない場合

なお、ウ又はエの事態ができるだけ生じないように、計画的な発注に努めることとする。

- (3) 1回目の入札において予定価格と最低入札金額の差が大きい場合には、入札参加者全員の内訳明細書を点検し、必要がある場合には、入札参加者全員に対して同一内容の補足説明等を行い、適切な見積期間を確保した上で、2回目の入札を行うものとする。

なお、補足説明等に際し、電子入札システムによる入札参加者に対しては補足説明に係る資料をFAXで送信することとし、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から紙入札での参加の承諾を得た者又は紙入札により実施される入札に参加する者に対しては当該資料を配付する。

- (4) 不調となった入札において、予定価格と最低入札金額の差が大きい場合には、必要に応じて最低入札金額入札者に対し、積算の考え方等の提示を求め、発注者の積算内容と比較検討し、その実情を十分精査の上、指名替又は設計図書の変更等によりの的確に対応する。

3 随意契約のガイドラインの公表について

随意契約に係る手続のより一層の透明性・公正性等を確保するため、「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（防整施第6922号。28.3.31）の別添「工事請負契約における随意契約のガイドライン」を文書閲覧窓口（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申し出に応ずるために機関等（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。）の長が定める閲覧場所をいう。）に備え置いて閲覧に供することにより公表するものとする。

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官
写送付先：地方協力局長